

令和5年3月24日

各町立小・中学校保護者様

伊奈町教育委員会教育長

学年末・春季休業期間及び新学期における新型コロナウイルス等  
感染症対策について

春光の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動及び新型コロナウイルス感染症対策への多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

さて、学年末・春季休業期間及び新学期における新型コロナウイルス等感染症対策について、県より通知があり留意点が示されました。

伊奈町においても、このことを踏まえ、下記のとおり対応をしていきますので、お知らせします。併せて、リーフレットも送付しますので、活用してください。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底について

(1) 健康観察の徹底

ア 発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪症状があるなど、普段と体調が少しでも異なる場合や家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合には、登校をしないでください。

なお、持病がある児童生徒等の登校については、個別の状況に応じて適切に判断します。

イ 春季休業期間後の登校の再開に当たっては、体調不良者の登校を自粛してください。学校における感染拡大防止のために、特に初日の対応が重要となります。

(2) 換気（エアロゾル対策）の徹底

オミクロン株の特性であるエアロゾル感染への対策として、換気は極めて重要であることから、児童生徒が学校に登校する場合には、できる限り教室等の二酸化炭素濃度を1,000ppm以下に保つよう取り組みます。

ア 常時換気の実施

対角の窓や戸を5～10cm程開ける常時換気を基本としますが、高温寒冷等により困難な場合には、CO<sub>2</sub>モニターによる換気状況を確認するとともに、予め換気時間を設定し、一定時間毎に窓開け換気をします。

#### イ 冷暖房使用時における常時換気の実施

冷暖房を使用する場合、窓を閉め切りにすることにより、換気が不十分となる恐れがあることから、上記アのとおり換気を徹底します。

#### ウ サーキュレータ等を活用した強制換気の実施

できる限りサーキュレータや扇風機又は機械換気設備を活用し、室内の空気を室外へ排気し、外気を取り入れる強制換気を実施します。

### (3) マスクの着用について

令和5年4月1日以降は、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

また、今後、気温が上昇することに伴い、熱中症のリスクが高まってくることから、特に、体育の授業や運動部活動中、登下校時（公共交通機関利用時は除く。）はマスクを外すよう指導します。

ただし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることのないよう留意します。

## 2 部活動について

(1) 体調不良者及び家庭内に陽性者又は体調不良者（未診断の発熱・咽頭痛等）がいる場合は、部活動及び公式大会等の参加をひかえてください。

(2) 部活動や登下校の際は、直行直帰を徹底するよう指導します。

なお、県無料検査（埼玉県PCR検査等無料化事業）が令和5年3月31日で終了することから、4月1日以降は、県外での大会や合宿に参加する場合等の県無料検査の活用の推奨は取りやめます。

部活動実施に当たっては、顧問の教員、部活動指導員等だけに委ねることなく、学校として責任をもって感染対策に取り組みます。

## 3 児童生徒のワクチン接種について

ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に十分留意します。

## 4 学校外での感染防止について

学年末・春季休業中も家庭や学校外での感染防止を図るため、リーフレット（別添）を御活用ください。

(1) 規則正しい生活習慣の徹底

(2) 基本的な感染防止対策の徹底（手洗いの徹底と適切な換気）

(3) 日々の健康観察の徹底（体調不良の際は外出しない、させない）

(4) 児童生徒が陽性者や濃厚接触者となった際の学校への報告の徹底